

新たな地域福祉保健計画の策定について

1 目的

基本構想で掲げた分野ごとの将来像の実現に向けて、地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民のニーズを踏まえ、今後の福祉保健施策の方向性を明らかにし、総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する。

2 計画の位置付け

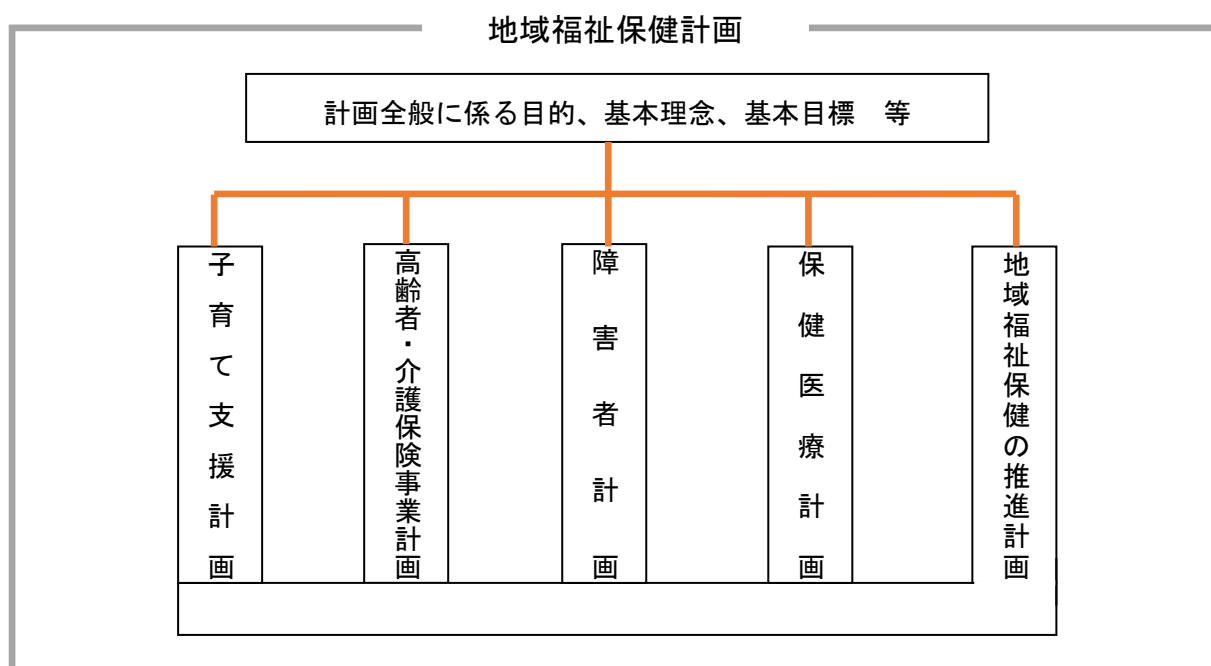
本計画は、区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画であり、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含するものとする。

法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条	子育て支援計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条	
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法 117 条	
障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	
健康増進計画	健康増進法第 8 条第 2 項	保健医療計画
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉保健の推進計画

3 計画の構成

計画全般に係る目的、基本理念、基本目標等を取りまとめた総論と、5つの分野別計画で構成する。

なお、「地域福祉保健の推進計画」は、地域福祉保健全般にかかわる施策等を取りまとめた計画とする。



4 計画期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年とする。

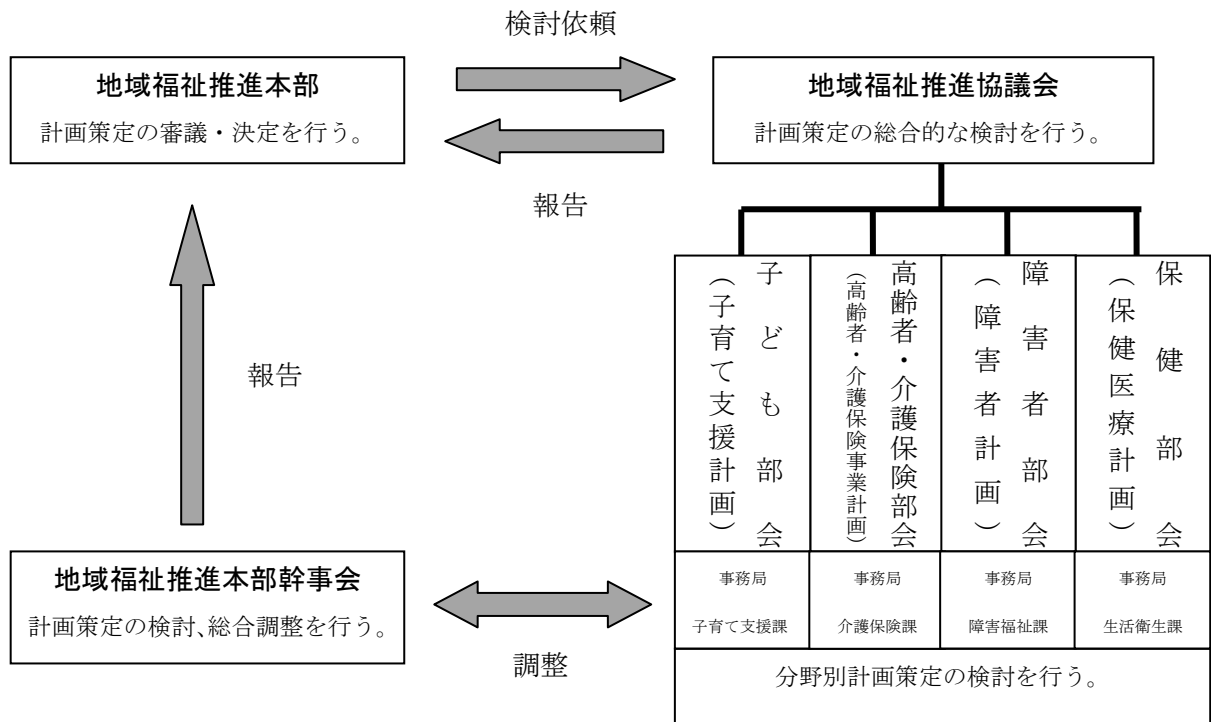
ただし、分野別計画のうち、「子育て支援計画」については、子ども・子育て支援法において計画期間を 5 年と定めていることから、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とする。

また、「保健医療計画」については、平成 25 年度から平成 29 年度までの計画であるため、他の分野別計画との調整を図り、必要に応じて改定を行う。

5 検討体制

本計画の検討は、地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）において行い、地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）に報告する。また、推進本部の下に置く幹事会において、必要な検討、調整を行う。

なお、分野別計画策定の具体的な検討を行うため、協議会の下に 4 つの分野別検討部会（以下「部会」という。）を設置する。地域福祉保健の推進計画については、部会を設置せず、協議会において検討を行う。



6 基本理念及び基本目標

現行計画と同じとする。（別紙 4 のとおり）

7 策定スケジュール

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 平成 26 年 4 月 | 検討開始 |
| 6 月 | 平成 26 年 6 月定例議会報告（新たな地域福祉保健計画の策定について） |
| 9 月 | 平成 26 年 9 月定例議会報告（検討状況の報告） |
| 11 月 | 平成 26 年 11 月定例議会報告（中間のまとめの報告） |
| 12 月 | パブリックコメント |
| 平成 27 年 2 月 | 平成 27 年 2 月定例議会報告（最終案の報告） |
| 3 月 | 計画策定 |